

Q403. 会社を辞めた社員の代理人弁護士から内容証明郵便が届き、7日以内に回答するよう要求されていますが、今が会社の繁忙期ということもあり、間に合いそうもありません。2週間後の回答では遅過ぎますか。

一概には言えませんが、相手方から示された回答期限は必ずしも守る必要はないケースがほとんどです。一般論としては、しっかり準備して合理的期間内に回答すれば十分です。

もっとも、合理的期間を超えて回答が遅れると訴訟や労働審判を申し立てられてしまう可能性が高まりますので、合理的期間内に回答する必要があります。回答の準備に時間がかかるようでしたら、その旨事前に連絡してから回答を準備することが望ましいところです。

2週間という期間であれば、回答に要する合理的期間内と評価できるケースが多いのではないのでしょうか。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎